

沼津市

明治史料館通信

2000. 7. 25 (季刊 年4回発行) Vol.16 No.2 通巻第62号



丁酉秋八月耕齋生焚香拜馬




右上下、左下、獅子浜村植松家に伝来した旗。収納用の木箱には、「慶長拾九年四月十四日下附御免船建旗二入、御本丸西御丸御膳御用活鯛船建旗壹入、徳川家ヨリノ分入」と記されている。

左上、植松七右衛門易我肖像。

いずれも植松徳氏所蔵。



ぬまづ近代史点描 ④ 維新変革と家の由緒・権利 — 獅子浜村植松家の例 —

駿河国駿東郡獅子浜村（沼津市獅子浜）の植松家は、戦国期には土豪であり、近世には名主・津元を世襲した有力者であった。支配者側にも一目置かれ、歴代の領主からは特権を保証されてきた。同家には、そのことを示す戦国期以来の朱印状・黒印状等が数多く現存する。明治五年（一八七二）の記録では、朱印状と継目証文が全七十二通あるとなっている。

近世以降、獅子浜村は徳川頼宣領・徳川忠長領・小田原藩領・幕府領（沼津代官・葦山代官）・沼津藩領などを経て、明治維新に至る。その歴代領主に認可された特権とは、「門屋敷五軒并丸木船二艘」分の課税免除である。たとえば、貞享元年（一六八四）沼津代官国領半兵衛重次から下された証文は、以下のような文面である。

自分門屋敷五軒并丸木船式艘之役儀之事、従先規之証文之通、為御免許之間、然上者如先例、

従 公儀肴御用之節者五ヶ浦之肴肝煎無滞様可動之也
貞享元子六月 半兵衛印

なお、この文面の中の「公儀肴御用」とは、江戸城へ納める魚の調達のことである。植松家では、將軍上洛時に蒲原御殿において魚を献上して以来（植松家文書A—25・26・27）、魚の納入を命じられており、このことは慶長十九年（一六一四）四月十九日下付の証文以来、文面に盛り込まれた。植松家に保存されている「御免」の文字が染め抜かれた旗二流は、この慶長十九年の認可以来、御免船に掲げられたものだという。また同じく「御献上鯛御用」「御本丸西御丸御膳御用」の文字が入った旗は、將軍家へ献上するため生かしたままの鯛を積んで運んだ船に掲げたものである。

特権は財力がもたらしたものであり、また一度付与された特権は新たな財力をもたらず。同家は、

漁業の経営面と名主・取締名主という政治的側面とで、村落・地域における圧倒的存在であった。近世後期の当主植松七右衛門易我は、沼津藩に対してたびたび献金を行い、その結果麻袴や黒羽二重の紋服を賜り、苗字帯刀も許可された。彼は慶応三年（一八六七）に亡くなるが、没後まもなく描かれた肖像画は、藩主水野家の家紋入りの袴を着用した誇らしげな姿である。この絵を描いたのは、隣の江浦村の名主・津元で、やはり戦国期以来の有力者であった久住善十郎（画号耕雲）と思われる。

しかし、久住も易我の嗣子七十郎も、三百年以上にわたって維持されてきた彼らの特権が、まもなく最大の危機を迎えるとは知らなかった。明治維新である。

維新後、獅子浜村は静岡藩徳川家の領地となった。歴代支配者にしてきたように、今度もまた権利の継続を願い出る。慶応四年七月、植松七十郎は、沼津藩の転出に際して、「是迄旧来御引立被成下置候廉々御演舌被成下候様奉願上候」（A—136）という願書を提出し

た。つまり沼津藩に対して、次に入ってくる静岡藩にこれまでの権利をそのまま認めてくれるよう「演舌」（引き継ぎ）してくれと言っているのである。もちろん、静岡藩成立後は同藩に対しても願書を提出している。

自家の特権維持に奔走したのは植松家だけではない。同家を含む近隣四か村の津元六名は、明治二年（一八六九）、諸役が免除されてきた船の数を藩の役所へ連名で報告している（『沼津市史史料編漁村』五二九頁）。

当時、このような動きは、沼津周辺でも、漁村の津元ばかりでなく、愛鷹牧牧士や富士山御林守など、特別な職務や地位にあった人々は、そろって身分の確認・保証を新領主へ嘆願している。

しかし、今回は単なる領主替えではなかった。廃藩後はさらなる革命的变化をもたらした。明治五年（一八七二）時点でも植松家は戦国期以来の朱印状・証文の写しを整えて県へ提出したりしているが、近代化の嵐は封建制下の特権の存続を許さなかった。

江原素六とその周辺³⁶⁾

ムラ人としての江原素六

当館の所在地、静岡県沼津市西

熊堂三七二一は、江原素六の住

まいがあつた場所である。江原が

東京から駿河に移住したのは、既

刊の伝記によると慶応四年（一八

六八）八月のこととされ、竹原村

（長泉町）大沼家、西間門村（沼

津市）長倉家に仮寓した後、西熊

堂村に屋敷を購入し転居したとな

っている。しかし、転居の時期に

ついては明記していなかったり（結

城礼一郎『江原素六先生伝』、ア

メリカからの帰朝・結婚後の明治

五年（一八七二）とするものがあ

るなど（辻真澄『江原素六』、は

つきりしない。

ただし、江原家に伝来した古文

書に、明治二年（一八六九）の土

地購入文書があることから、少な

くとも駿河移住の翌年には西熊堂

村に宅地を求めたことがわかる。

以下がその文書である（江原有信

氏寄贈分）。

差上申畑地証文之事

一上畑四畝貳拾貳步 家屋敷続キ

分米三斗七升九合

一屋敷式畝歩

右同所

分米貳斗

二口合代金貳拾五兩壹分分

永五拾三文五分六厘

右者此度、御住居地御入用ニ付、

書面之畑屋敷地差上申候処、右代

金御下ケ被下置、髓奉請取候処実

正ニ御座候、然ル上、以来御名寄

高二御入被遊、御年貢諸役諸掛等

御勤被遊、永々御支配可被遊候、

此地所ニ付諸親類者不及申、外よ

り故障ケ間敷儀、毛頭無御座候、

為後日証文差上申候処、依而如件

明治二巳年

西熊堂村

十月日

売主

清治郎[㊦]

近所

周吉[㊦]

親類

太吉[㊦]

江原様

前書之通、西熊堂村御水帳之内

高反別少も相違無御座候、依之
村役人奥書御願仕候、以上

右村名主清八[㊦]

土地の提供者は西熊堂村の農民

清次郎（井原姓、明治五年当時百

姓代・五十四歳）である。

ただし、土地を購入しすぐに家

を建てたかどうかはわからない。

江原を自宅に仮寓させた西間門村

の豪農長倉計吉は、「私の家には足

かけ三年ばかり居りました、それ

から金岡村に土地を買つて、そこ

に住むまで私の家にゐたわけです」

（前掲『先生伝』）と往時を回想し

ており、それが勘違いでなければ、

西熊堂村に実際に転居したのは明

治四年以降のことになる。沼津兵

学校の管理・運営には、西熊堂村

からではなく、長倉家から通勤し

たのだろうか。

明治五年（一八七二）の西熊堂

村の戸籍簿（西熊堂区有文書）に

は、平民身分の者のみが記載され

ており、江原の名はないが、十年

代半ば頃の戸籍簿になると、「三拾

三番屋敷」の住人として江原一家

八人（本人と父母・妻・男児女児

二名宛）が確かに記載されている。

なお、東京から父母を呼び寄せた
時期についても、明治二年二月と

するもの（前掲『先生伝』）、結婚・

西熊堂転居後とするもの（前掲辻

著）など、諸説ある。

明治九年頃の西熊堂村「一筆限

絵図面収穫地価取調帳」では、江

原家宅地は「改三百七拾貳番 字

下村」、「坪数五百七坪九合六勺

改宅反別壹反六畝廿八歩」となっ

ている。

以後の江原家については、所在

地の異動はないはずであるが、次

のような疑問点が残る。江原素六

が出版人となり、明治九年（一八

七六）に刊行された数学書に『代

数要領』があるが、その奥付には、

彼の住所として「静岡県管下第一

大区六小区駿河国東熊堂村七百拾

三番地」とあるのである。なぜ、

この時点で住所が東熊堂村になっ

ているのだろうか。この番地がど

の位置を示すのか未確認だが、何

らかの事情で一時隣村に転居して

いたということだろうか。東熊堂

村には、明治七年に開設した牧場

があつたが、そこを指しているの

かもしれない。

明治二年購入の西熊堂村三七二番(元五一六・五一七番)の宅地は、牧畜事業の失敗により、後に他の田畑とともに抵当に入った。

東熊堂村への住所変更はそのためか。明治二十一年(一八八八)時点では、江原の住所は「西熊堂村吉番地」にもどっている。

明治二十二年の町村制施行により西熊堂は金岡村の大字となる。東京で活動することが多くなつてからも、本宅がこの地を動くことはなかった。江原は毎年正月、西熊堂区の初寄合には必ず顔を出したという。明治四十五年(一九一

二)から大正六年(一九一七)にかけては金岡村会議員をつとめており、衆議院議員・貴族院議員を歴任し国政の場に長く身を置いてきたにもかかわらず、地元とのつながりや地域住民としての立場を大切にしていた。

外からの来住者であり、士族である江原が真に村落内部に溶け込めたかどうかは疑問である。しかし、旧身分や社会的地位を超えたところで、強い信頼関係が生まれていたことは間違いないだろう。

お知らせ欄

◎企画展「愛鷹山中の謎の遺跡 山居院」の開催

愛鷹山の中に山居(さんきよ)

とか山居院と呼ばれてきた場所があります。これまで、中世の山岳寺院とか隠れキリシタンの教会の跡であるといった諸説がありましたが、確かなことはわかりませんでした。ところが、今回、山居院が三鳥院(さんちよういん)が転訛したものであり、江戸時代中期に幕府によって禁止・弾圧された日蓮宗三鳥派の寺院跡であることが判明しました。この企画展では、関連資料の数々を通してその謎解きをお見せします。

期間…7月1日～9月30日
会場…3階北側展示室
録…『愛鷹山中の謎の遺跡山居院』、B5版56頁(内カラー4頁)、頒価五〇〇円。

◎歴史講演会の開催

企画展に合わせ、山居院についての講演会を開催します。

講師…金原明彦氏(日蓮宗興門派研究家)

演題…山居院と三鳥派弾圧事件
日時…8月6日(日)午後2時～4時、於当館講座室

定員…一〇〇名、参加費無料。
申込み…当館まで電話で。

◎山居院の見学会

企画展に関連し、マイクロバスで山居院の現地見学を行います。

日時…8月2日(水)午後1時～4時。集合・解散場所は明治史料館。雨天中止。
定員…20名
費用…無料。ただし山歩きができる服装・履物で。

◎平和を考える親子戦争史跡めぐりの開催

申込み…当館まで電話で。
マイクロバスで市内に残る戦争関連の史跡を見学します。

日時…8月15日(火)午前9時～午後4時、雨天中止。
対象…小中学生とその保護者
定員…10組20名

集合…明治史料館(解散も)。費用…無料。弁当持参のこと。申込み…当館まで電話で。

◎古文書解読入門講座の開催

はじめて古文書に接する方を対象に、下記の日程で初心者向け講座(全5回)を開催します。

日程…9月3日、10日、17日、24日、10月1日の各日曜日。

時間…午後2時～4時
講師…久保田富氏(市史編さん専門委員)
定員…40名(教材費が必要)
申込み…電話で先着順

◎燻蒸実施のため休館します

大切な資料を虫やカビの害から守るため、館内の燻蒸作業を行います。そのため、以下の日程で臨時休館いたします。

休館日…10月3日(火)～5日(木)

沼津市明治史料館通信 第62号

編集発行 沼津市明治史料館
〒410-0051 沼津市西熊堂三七二-1
電話 〇五五九-二三三三三五
FAX 〇五五九-二五三〇一八
http://www.city.numazu.shizuoka.jp/sisetu/meiji/index.htm

史料を「ご提供下さい」

史料館はタイムカプセル
史料を未来に伝えます。